

社会福祉法人恵智会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵智会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、この法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の理事以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与及びその他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 評議員 報酬
- (2) 常勤の理事 報酬、賞与
- (3) 非常勤の役員 報酬
- (4) 評議員選任・解任委員 報酬

2 前項の規定にかかわらず、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、職員としての通常勤務時間内の職務執行である場合は、役員報酬を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員に対する報酬の額は、評議員会等法人業務に出席した日数及び（別表1）の日額をもとに算定し、定款第8条に規定する金額の範囲内で支給する。

2 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定め

る範囲内で、理事会において決定する。

(1) 報酬 (別表2) に定める額

(2) 賞与 (別表2) に定める算式により算出される額

3 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会等法人業務に出席した日数及び(別表3)の日額をもとに算定し、年間総額の限度額の範囲内で支給する。

4 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は、評議員選任・解任委員会等法人業務に出席した日数及び(別表4)の日額をもとに算定し、年間総額の限度額の範囲内で支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月末日(ただし、その日が金融機関の休業日に当たる場合は、前営業日に支給する。)

(2) 賞与 毎年7月及び12月

2 評議員、非常勤の役員及び評議員選任・解任委員に対しては、1月から12月までの報酬を合算し、毎年1回、12月に支給する。

3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の報酬等にあつては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第6条 法人は、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて算定した旅費を支給する。

3 役員等より費用の弁償の請求があつたときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り捨てる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

(別表１) 評議員の報酬（１人あたり）

	報酬日額	年間総額の限度額
評議員会等会議への出席	5,000 円	50,000 円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	5,000 円	

(別表２) 常勤の理事の報酬及び賞与

役 職	報酬月額	賞 与
理事長	100,000 円	年間 2 か月
理 事	50,000 円	年間 2 か月

(別表３) 非常勤の役員の報酬（１人あたり）

	報酬日額	年間総額の限度額
理事会等会議への出席	5,000 円	50,000 円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	5,000 円	

(別表４) 評議員選任・解任委員の報酬（１人あたり）

	報酬日額	年間総額の限度額
評議員選任・解任委員会等会議への出席	5,000 円	50,000 円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	5,000 円	